(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者をいう。以下同じ。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)が、民法(明治29年法律第89号)第7条に規定する後見開始の審判、同法第11条に規定する保佐開始の審判又は同法第15条第1項に規定する補助開始の審判を受け支払うことになる、同法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人又は同法第16条に規定する補助人(以下「後見人等」という。)に係る報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(費用の助成)

- 第2条 市長は、申立人が審判請求を行い、申立ての対象者(以下「対象者」という。)に 後見人等が付された場合において、対象者が本市の区域内に住所を有し(市が法令等の 規定により援護を行い他市町村に住所を有する場合を含む。)、かつ次の各号のいずれか に該当する場合には、市長は対象者に対し、後見人等が行う後見等の業務に要する経費 の全部又は一部を助成するものとする。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
  - (3) 別表で規定する要件に該当し、成年後見人等に対する報酬に関する支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者として市長が認める者
- 2 費用助成の条件の基準日は、後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立を行った日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、四親等以内の親族が後見人等となっている場合には、後見人等が行う業務に要する経費については、助成の対象としない。

(助成金額)

- 第3条 前条第1項に基づく助成の金額は、後見人等の報酬額として家庭裁判所が審判した金額と当該報酬算定の基礎となる期間の日数を30で除して得た値(小数点第3位の値は切り捨てる。)に被後見人等が在宅生活者の場合は月額28,000円、施設入所者の場合は月額18,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額を支払うものとする。(報酬助成の申請)
- 第4条 前条の規定により後見人等の報酬の助成を受けようとする者は、家庭裁判所が報酬付与審判を行った日の翌日から起算して60日以内に、寒河江市成年後見人等報酬助

成事業報酬助成金交付申請書(様式第1号)、財産目録(様式第2号)及び収支予定表(様式第3号)に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 後見人等報酬の支給対象期間は、1年分を限度とする。

(対象者が死亡した場合の助成対象者の特例)

- 第5条 前条第1項の規定による申請を行う前に対象者が死亡した場合、又は報酬付与審判が対象者の死亡後に行われた場合は、報酬付与審判により報酬を付与するとされた成年後見人等を助成対象者とする。
- 2 前項の助成対象者に対して助成を行う場合は、対象者死亡時において対象者が第2条 第1項に定める要件を満たしていなければならない。

(報酬助成金の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成に関する 可否を決定し、申請した者に寒河江市成年後見人等報酬助成事業報酬助成金(交付決定・ 申請却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(報酬助成金の請求)

第7条 前条の規定により、助成の決定を受けた者は、決定された助成金を寒河江市成年 後見人等報酬助成事業助成金請求書(様式第5号)により、速やかに市長に請求するも のとする。

(報酬費用の返還)

第8条 市長は、不正な手段により報酬費用の助成を受けた者があるときは、その者から 助成した報酬費用の返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による、改正前の寒河江市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成19年4月1日制定)に基づき選任された後見人等に係る報酬の支給対象期間については、 平成25年12月31日まで、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成30年12月26日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

以下の(1)から(4)の全ての要件を満たす者

- (1) 市民税非課税世帯(世帯員全員が非課税) であること。
- (2)世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに 50万円を加算した額以下であること。
- (3)世帯員の預貯金等の合計額が80万円以下であること。
- (4)世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に利用しうる換金可能な有価証券等の資産を所有していないこと。

## 寒河江市成年後見人等報酬助成事業報酬助成金交付申請書

# (あて先) 寒河江市長 様

次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、助成金支給決定のため必要があるときは、対象者に係る市民税及び固定資産税課税資料、介護保険要介護認定資料、障害程度区分判定認定資料、生活保護受給関係書類を閲覧することに同意します。

<i></i>	_ , , ,		, 0					ı		
申請者(後見人等)(後見人等)	フリ氏	ガナ 名						後見等 の類型	□保	見人 佐人 助人
	住	所	Ŧ			電記	活番号			
	療機関 場合の	所・医 入院の 居所、 名等	₹			電調	活番号			
	フリ氏	ガナ名								
	住	所	₹			電記	活番号			
	職	業等	専門稲		護士 ·	司法書士	<ul><li>社会</li></ul>	福祉士 •	行政書	学士)
申請資格 (該当する番号に○)			2 中	支援に	邦人等の 関する法	円滑な帰国 律による支 件に該当し	接給付	受給者		自立
申請額					円	報酬付与対象期間		年 ~ 年	月月	日日

※後見人等が四親等以内の親族の場合は助成を受けられません。

### (裏面)

# 【添付書類チェックリスト】 (提出必須書類) □報酬付与審判書謄本の写し □報酬付与審判申立書の写し

収支予定表の写し)で可

- □資産等のわかる財産目録(様式第2号)、年間収支予定表(様式第3号) ※後見人等が家庭裁判所へ定期報告時に提出する被後見人等の財産目録、年間
  - ※世帯員がいる場合は、世帯員全員の上記書類も提出

#### (その他市長が認めるもの)

□市民税非課税証明書(市が法令等の規定により援護を行い他市町村に住所 を有する場合)

3

# 財 産 目 録

乍成=				の後見人	等			
1 -	不動産(土地・建物)							
	所在地		地目・用途等		固定資産税評価額		管理状況等	
1								
2								
3								
$\frac{3}{4}$								
2 <del>j</del>	預貯金							
	金融機関(支店)名	利	種類 口座都		金額		管理状況等	
1								
2								
3								
4								
5								
	合 計							
3 ½	生命保険等(契約者が対象 保険会社名		者のもの) 保険の種類・証券番 号		保険金額		管理状況等	
1								
2								
4 f								
	<b>責務</b>							
			金額 (	総額)	月々の	の返済額		
1	T		金額(	総額)	月々の	り返済額	管理状況等	
1 2			金額(	総額)	月々の	り返済額	管理状況等	
-			金額(	総額)	月々6	D返済額	管理状況等	
2	種 類 合 計		金額(	総額)	月々6	D返済額	管理状況等	
2	種 類 合 計 現金・その他				月々6			
2	種 類 合 計		金額(		月々6		管理状況等	

# 収支予定表

作成者	対象者		の後見人等	
1 定期的	な収入			
		月額	年 額	備考
	<b>⇒</b> 1			
<b></b> 2 定期的	計 な支出			
2 足朔的 (1) 日常	的な支出			
(T) H III	плада			
	計			
(2) 税金	• 社会保険料		1	
	計			
	<u> </u>			
(0) (2)	201			
	計			
(4) その	他		T	,
	計			
(5) 後見	<u>□</u> 事務費			
	<b>子</b> 切貝			
	計			
		月額	年額	備考
収入	の合計			
支出	の合計			
差引	合計			

 第
 号

 年
 月

 日

申請者(被後見人等)

住 所

氏 名 様

代理人(後見人等)

住 所

氏 名 様

寒河江市長 印

寒河江市成年後見人等報酬助成事業報酬助成金(交付決定・申請却下)通知書

年 月 日に申請がありました助成金については、次のとおり交付 決定・申請却下しましたので通知します。

- 1 被後見人等
  - (1) 住所
  - (2) 氏名
  - (3) 生年月日(歳)
  - (4) 性別
- 2 助成金額

円

3 申請却下の理由

#### 審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 書面で寒河江市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日 の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請 求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、寒河江市 を被告として(訴訟において寒河江市を代表する者は寒河江市長となります。)、処分の取消しの訴え を提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内で あっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができ なくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったこと を知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 寒河江市成年後見人等報酬助成事業助成金請求書

年 月 日

(EI)

(EI)

(あて先) 寒河江市長 様

申請者(被後見人等) 住 所 氏 名

代理人(後見人等) 住 所 氏 名

年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった助成金について、次のとおり請求します。

請求		千		円
金額				

## (振込先)

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※振込先確認のため、通帳表紙裏面の写しを添付してください。